

東京医療保健大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日 文部科学大臣決定）に基づき、「東京医療保健大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という。）を定める。

第 1 節 東京医療保健大学内の責任体制の明確化

（最高管理責任者）

- 1-1. 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から東京医療保健大学（以下「本学」という。）に配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金等」という。）に関して本学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）は学長とする。
- 1-2. 学長は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

（統括管理責任者）

- 1-3. 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。
- 1-4. 統括管理責任者は副理事長（総括担当）（以下「副理事長」という。）とする。
- 1-5. 副理事長は、不正防止対策を統括する責任者であり、ガイドラインに基づき、本学全体の具体的な不正対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を学長に報告する。

（コンプライアンス推進責任者）

- 1-6. 本学の各学部各学科、各研究科における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）は、各学部各学科長、各研究科長（以下「各学科長等」という。）とする。
- 1-7. 各学科長等は、学長の指示の下、

- 1) 各学科等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を学長に報告する。
- 2) 不正防止を図るため、各学科等の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての教員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 3) 各学科等において、教員が、適切に競争的資金等の運営・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(競争的資金等に関する事務処理手続きの周知)

- 2-1. 副理事長は、本学における競争的資金等については、「本学諸規程」「ガイドライン」「科学研究費助成事業（科研費）使用マニュアル」に基づき適切に事務処理手続きを行うよう教職員に周知徹底を図ることとする。
- 2-2. 前項の事務処理手続き等に関しての相談窓口を研究協力部に置く。

(職務権限の明確化)

- 2-3. 競争的資金等に関する事務は、研究協力部において担当する。
- 2-4. 競争的資金等の支払承認書等について経理財務部長、事務局長及び副理事長の決裁を経ることとする。
- 2-5. 研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から少額な消耗品購入及び少額な会議費については、教員による発注を認めることがあるが、その場合には教員に発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任及び弁償責任等の会計上の責任が帰属することについて徹底する。

(競争的資金等に関わる意識向上)

- 2-6. 学長は競争的資金等に関わる意識向上を図るため競争的資金等の運営・管理に関わる全ての教職員に、コンプライアンス教育を実施する。
- 2-7. 教員が競争的資金等の申請を行う場合には、法令遵守等を明記した「公的研究費の運営・管理に関する誓約書」（別紙様式）を学長に提出する。

(告発等の取扱い)

- 2-8. 競争的資金等に関する本学内外からの不正告発等の受け付け窓口を研究協力部に置く。
- 2-9. 研究協力部においては、不正に関する告発等が発生した場合、速やかに副理事長及び学長に報告する。
- 2-10. 不正に係る調査の体制・手続等については、別に定める。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(不正防止計画)

- 3-1. 学長は、不正を発生させる要因を把握し具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、教職員の自主的な取組を喚起し不正の発生を防止する。
- 3-2. 不正防止計画の推進を図り、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するため、不正防止計画推進部署を研究協力部とし、「不正防止計画推進担当者」を置く。
- 3-3. 前項の「不正防止計画推進担当者」は研究協力部長をもって充てる。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

(研究費の適正な運営等)

- 4-1. 教職員は、不正防止計画を踏まえ、研究費の適正な予算執行を行うこととする。
- 4-2. 物品・設備等の発注・検収業務については、原則として、研究協力部が行うこととする。
- 4-3. 研究協力部は、定期的に非常勤雇用者の勤務状況の確認等を行うこととする。

第5節 情報発信・共有化の推進

(情報等)

- 5-1. 競争的資金等の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を研究協力部に設置する。
- 5-2. 競争的資金等の不正への取組に関する本学の方針等をホームページに掲載し、公表する。

第6節 内部監査及びモニタリング

(学内における内部監査)

- 6-1. 競争的資金等の適正な管理のため、学長の直轄的な組織として競争的資金等に係る内部監査部門を置く。
- 6-2. 内部監査部門は、事務局長、総務人事部長、経理財務部長をもって構成

する。

- 6-3. 内部監査部門は、毎年度定期的に、競争的資金等の執行状況に関するモニタリング等を行うとともに競争的資金等の管理に関する検証を行う。
- 6-4. 内部監査部門は、監事及び会計監査人との連携により競争的資金等の適正な管理に努める。

第7節 その他

- 7-1. このガイドラインに定めがないことについては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日 文部科学大臣決定）によるものとする。

附則

このガイドラインは平成 26 年 4 月 23 日から施行する。

附則

このガイドラインは平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

このガイドラインは令和 2 年 12 月 23 日から施行する。

別紙様式

公的研究費の運営・管理に関する誓約書

年 月 日

東京医療保健大学長 殿

所 属

職 名

氏 名

印

公的研究費の申請に当たり、公的研究費の運営・管理に関して
次のことを誓約いたします。

1. 「東京医療保健大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン
(実施基準)」を遵守すること。
2. 公的研究費は適正に運営・管理し、不正を行わないこと。
3. 規則等に違反して不正を行った場合は、法的な責任を負担すること。